

議案第 23 号

環境・清掃関係事業の取扱いについて

環境・清掃関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 5 月 31 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 環境・清掃事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行ない、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行ない、新市に移行後、速やかに調整する。
- 4 し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。
- 5 広域的なごみ・し尿処理事業については、廃止の方向で調整する。

協定項目	環境・清掃関係事業の取扱い			所管専門部会名	住民専門部会
調整の方向性	1 環境・清掃事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行ない、新市に移行後、速やかに調整する。 3 ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行ない、新市に移行後、速やかに調整する。 4 し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。 5 広域的なごみ・し尿処理事業については、廃止の方向で調整する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 環境基本計画（環境基本計画の策定状況）					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
○ 市環境基本計画 ・ 策定 平成 1 5 年 2 月 ・ 期間 平成 1 5 ～ 2 2 年度	なし	なし	なし	宇都宮市環境基本条例の義務規定に基づき策定する計画であり、環境行政の根幹となるもの。 現計画では、全市的施策に係る目標数値や主体別（市，市民，事業者）・地域別（北西部，南部等）の環境配慮指針を設定し、市民生活と密着した物であり、新市に見合った計画に改定する。	
2 ごみ収集運搬事業					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
ごみ収集形態 ・ 委託（中心部 5 社） ・ 直営（郊外） ・ 粗大 - 委託（H 1 6 ～）	・ 委託（焼却・P - 3 社） ・ 直営（不燃・危険） ・ 粗大 - 直営	・ すべて委託 （ごみ種別 3 社） ・ 粗大 - 委託	・ すべて委託 （地区別 2 社） ・ 粗大 - 委託	宇都宮市を基準に速やかに調整	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
資源物（紙・布）収集形態 ・委託（地区別２社）	・資源回収業者（３社） （報償金の支給）	・委託（１社）	・委託（ごみと同じ２社）	宇都宮市を基準に速やかに調整
収集頻度(焼却はすべて週２) ・焼却以外（週１）	・資源・不燃（月２） ・危険（月１）	・びん缶・危険（週１） ・紙布・Ｐ（月２） ・不燃（隔月１）	・焼却以外（週１）	
収集開始時間 ・７時（直営は８：３０）	・８時（直営は８：３０）	・８時	・８時	
白色トレイ収集 ・委託（Ｈ１６～）	×	×	×	
粗大ごみ電話受付 ・委託	・直営	・直営	・直営	宇都宮市を基準に調整
３ し尿収集運搬事業				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
し尿収集形態 ・委託（２社）	・許可（１社） （補助金の支給）	・許可（２社）	・許可（２社）	合併後，段階的に調整
し尿汲み取り料金 ・人員割（３６０円） ・世帯割（２８０円） ・重量制（２１０円／１８ℓ）	・人員割（４００円） ・重量制（４００円／３６ℓ）	・人員割（３５０円） ・世帯割（２７０円） ・重量制（２００円／１８ℓ）	・人員割（３５０円） ・世帯割（２７０円） ・重量制（２００円／１８ℓ）	宇都宮市の基準に統一
し尿処理券制度 ○	×	×	×	合併後，段階的に調整
４ 広域的なごみ・し尿処理業務（広域処理体制）				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
・ごみ - １市４町 ・し尿 - １市２町	・ごみ - （宇都宮市と同じ） ・し尿 - １市５町（小山広域）	ごみ - （宇都宮市と同） し尿 - （宇都宮市と同）	ごみ - （宇都宮市と同） し尿 - （宇都宮市と同）	廃止の方向で調整

環境・清掃関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

1 環境対策事業の取扱い

騒音，振動，悪臭及び特定建設作業の規制，測定，監視等については，現行のままとする。

新エネルギー導入事業については，宮城村の制度を適用する。

ただし，補助額及び補助率については，別途検討する。

2 清掃事業の取扱い

ごみの分別及び収集については，新市に移行後も当分の間，現行のままとし，段階的に調整する。

ただし，犬，猫等の動物の死体収集については，前橋市の制度に統一する。

ごみ処理手数料については，合併時までには制度を統一する。

ただし，犬，猫等の動物の死体処理手数料については，前橋市の制度に統一する。

し尿収集については，現行のままとする。

ただし，し尿収集手数料及び負担軽減助成金については，前橋市の制度に統一する。

ごみ処理施設及びし尿処理施設に関する地元還元対象については，現行のままとする。

イ 長崎市の例（平成 17 年 1 月 4 日合併予定 編入 1 市 6 町）

環境事業は，原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし，住民生活への影響を勘案し，一定期間，経過措置を講じるものとする。

また，一部事務組合等については次のとおり取り扱うものとする。

～略～

ウ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

1 ごみ処理事業の取扱いについて

ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、家庭ごみの収集形態等については、現行どおりとする。
家庭ごみのステーションボックス設置事業については、平成 17 年度に再編するものとする。

2 し尿処理事業の取扱い

し尿等の収集形態については、現行どおりとし、合併後のし尿等の発生量の推移等を見て、見直しを行う。

し尿等の処理体制については、合併時に再編するものとする。